

初診時・再診時の「選定療養費」に関するお知らせ

本院では、他の病院または診療所から紹介状なしに来院された初診の患者さんについては、**初診時の選定療養費として平成28年4月1日より5,400円（税込）をご負担いただきます。**

- 任意に治療を中止され、1ヶ月以上経過した後、再び本院で同一病名又は同一症状の診療を受ける場合も初診となる場合があります。
- その他初診については、初診料の算定の取り扱いに準じます。
- 医科と歯科は別の扱いとなります。例えば、本院の医科の診療科を受診中であっても、歯科へ紹介状なしに初診として来院した場合は初診時の選定療養費をご負担いただきます。

また、下記の例に該当する場合には、診療の都度再診時の選定療養費として2,700円（税込）をご負担いただきます。

- 他の保険医療機関への紹介を本院より申し出たが、引き続き本院にて診療を希望された場合
- 本院から他の保険医療機関へ紹介を受けた後、紹介なく患者さんご自身の選択で来院された場合

なお、次の場合は選定療養費のご負担はありません。

救急車で搬送された場合
他院からの紹介状を持参した場合
本院の他科を受診中の場合
医科と歯科の間で院内紹介した場合
特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった場合
福祉医療の受給者（乳幼児医療、ひとり親家庭医療等は除く）
労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
その他、本院が直接受診する必要性を特に認めた場合 等

「選定療養費」とは、国の方針で「地域の医院・診療所」と「特定機能病院」との機能分担を進め、「初期の治療は地域の医院・診療所で行い、高度・専門医療は特定機能病院で行う」ことを目的に厚生労働省により制定されたものです。

皆様のご理解とご協力のほどお願いいたします。

平成30年4月

秋田大学医学部附属病院